第３　令別表第１に掲げる防火対象物の取り扱い

令別表第 1 に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、防火対象物の使用実態、規制目的等を考慮して次により行うこと。

１　各項に共通する事項

（１）　同一敷地内に存する２以上の防火対象物は、原則として当該防火対象物（棟）ごとにその実態に応じて令別表第１に掲げる用途を決定するものであること。ただし、各用途の性格に応じ、主たる用途に従属的に使用される防火対象物にあっては、主たる用途として取り扱うことができる。

（２）　令第１条の２第２項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」とは、次のア又はイに該当するものをいう。

ア　令別表第１(１)項から(15)項までに掲げる防火対象物（以下「令別表防火対象物」という。）の区分に応じ、第３－３表(イ)欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分（これらに類するものを含む。以下「主用途部分」という。）に機能的に従属していると認められる部分第３－３表(ロ)欄（これらに類するものを含む。以下「従属的な部分」という。）で、次の第３－１表アからウまでに該当するもの。

第３－１表

条件	左欄の運用
ア　当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主用途部分の管理権原を有する者と同一であること。	管理権原を有する者と同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備（電気、ガス、排水、空調等）等の設置、維持、改修にあたって全面的に権限を行使できる者が同一であることをいう。 ※　主用途部分とは、防火対象物各用途の目的を果たすために必要不可欠な部分であり、一般的に従属的な部分の面積より大きい部分をいうものであること。
イ　当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。	（ア）　従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの、又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次のａ又はｂに該当し、かつ、第３－３表（ロ）欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であることをいう。

	a　従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。 b　従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。 （イ）　従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは, 従属的な部分が、主用途部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね、a 又は b に該当し、かつ、第３－３表（ロ）欄の用途に供されるもの（これらに類するものを含む。）であること。
ウ　当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。	従属的な部分の利用時間が主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務者又は利用者が利用する時間（残務整理等のための延長時間を含む。）とほぼ同一であることをいう。

イ　主用途部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下同じ。）が当該防火対象物の延べ面積の 90%以上であり、かつ、当該主要用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が 300 ㎡未満である場合における当該独立した用途（令別表第１(２)項二、(５)項イ又は(６)項イ（１）～（３）からハまでに掲げる用途（同表(６)項イ又はハに掲げる用途にあっては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）を除く。）に供される部分

【例】

（主） 90%以上	（独） 300 ㎡未満

※　共用される部分の床面積は、次により按分すること。

（ア）　各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分すること。

（イ）　防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

（ウ）　防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

（３）　令第１条の２第２項に規定する「２以上の用途」の取り扱いは、次によること。

ア　令別表第１の項が混在する場合だけでなく、同一の項であっても、イ、ロ等の細項目が混在する場合も含むものであり、細項目が混在する場合も、複合用途防火対象物として取り扱うこと。

例：令別表第１(５)項イと(５)項ロが混在する防火対象物は、同表(16)項イの複合用途防火対象物

イ　一の防火対象物に、同一細項目で異なる詳細分類（令別表第１(６)項イの(１)から(４)並びに(６)項ロ及びハの(１)から(５)のことをいう。）が混在する場合は、「２以上の用途」とはならず、複合用途防火対象物として取り扱わない。

例：令別表第１(６)項イ(１)と(６)項イ(４)が混在する防火対象物は、同表(６)項イの防火対象物

（４）　昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。

２　一般住宅の用途に供される部分

一般住宅の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うこと。

（第３－２表参照）

（１）　令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 ㎡以下の場合は、令別表防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

（２）　令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも大きい場合、又は令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計よりも小さく、かつ、当該令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 ㎡を超える場合は、当該防火対象物は令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該当するものであること。

（３）　令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。

（４）　令別表防火対象物の用途が２以上存し、かつ、一般住宅部分（個人の住居の用に供されるもので、寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）が混在する場合(前(１)に該当する場合を除く。)は、最初に一般住宅部分を除き令別表防火対象物で用途を判定する。その結果、単項となった場合、当該単項部分と一般住宅部分とで判定する。一方、複合用途となった場合は、当該複合用途と一般住宅の複合用途とすること。

第３－２表

項　　目	例　　示	判　　定
一般住宅　＞　令別表防火対象物で50 ㎡以下のもの	一般住宅（大）／令別表防火対象物（小）	一般住宅
一般住宅　＜　令別表防火対象物	一般住宅（小）／令別表防火対象物（大）	令別表防火対象物
一般住宅　＞　令別表防火対象物で50 ㎡を超えるもの	一般住宅（大）／令別表防火対象物（小）	複合用途
一般住宅　≒　令別表防火対象物	一般住宅（1/2）／令別表防火対象物（1/2）	複合用途

[備考]

①　一般住宅は、前 1.(２).アで定める従属的な部分に含まれないものであること。

②　一般住宅と令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と令別表防火対象物の床面積の合計とで用途を決定すること。

③　おおむね等しいとは、その差が 10 ㎡以下のものをいう。

④　一般住宅と(５)項ロが存する場合は、一般住宅は(５)項ロとして取り扱うものとする。

３　危険物施設

法第 10 条第１項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、令別表第１のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。

４　令第８条区画

令別表第１に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、令第８条に定める区画の有無を考慮しないものであること。

５　複合用途防火対象物の取り扱い

（１）　令別表第１(16)項に掲げる防火対象物（前２.(４)により令別表第１(16)項に掲げる防火対象物となる場合も含む。）となるもののうち、次のア及びイに該当するものは、令別表第１の(１)項から(４)項まで、(５)項イ、(６)項又は(９)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（以下「特定用途部分」という。）が存するものにあっても同表(16)項ロに掲げる防火対象物として取り扱うものであること（令別表第１(２)項二、(５)項イ又は(６)項イからハまでに掲げる用途（同表(６)項イ（１）～（３）又はハに掲げる用途にあっては、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）に供される部分があるものを除く。）。この場合、当該特定用途部分は、主たる令別表用途と同一の用途に供されるものとして取り扱う。

ア　特定用途部分の床面積（共用部分の按分面積も含む。）の合計が、当該防火対象物の延べ面積の 10%以下であること。

イ　特定用途部分の床面積の合計が、300 ㎡未満であること。

（２）　令第８条に定める区画を有する防火対象物で、前４により令別表第１(16)項に掲げる防火対象物となるものの消防用設備等の設置にあたっては、区画された部分ごとに、前１.(２).イ、前２及び前(１)を適用するものであること。

第３－３表

<table>
<tr><th>(１)項イ</th><th colspan="3">劇場、映画館、演芸場、観覧場</th></tr>
<tr><td>【定義】</td><td colspan="3">1　劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。
2　映画館とは、主として映画を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。
3　演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。
4　観覧場とは、スポーツ、見世物等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主従関係</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">舞台部、切符売場、映写室、衣装部屋、客席、出演者控室、大・小道具室、ロビー、練習室、舞台装置等営繕のための作業室</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>食堂、喫茶室、売店、専用駐車場、事務室、ラウンジ、クローク、浴室</td><td>展示博物室、ホール、プレイガイド、プロダクション、観覧場の会議室</td></tr>
<tr><td>該当用途例</td><td colspan="3">客席を有する各種競技施設（野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競艇場、体育館等）、寄席</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="3">1　だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を鑑賞できるものであること。
2　客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。
3　小規模な選手控室のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。</td></tr>
</table>

	４　事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物と取り扱わないものであること。

(１)項ロ	公会堂、集会場		
【定義】	１　公会堂とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するもののうち、通常国又は地方公共団体の管理に属するものをいう。 ２　集会場とは、集会、会議、社交等の目的で公衆の集合する施設であって、これらの用に供する客席を有するもののうち、公会堂に該当しないものをいう。		
主従関係	（イ）主用途部分	（ロ）機能的に従属する用途に供される部分	
	集会室、会議室、ホール、宴会場、その他前(１)項イを準用する。	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、喫茶室、専用駐車場、売店、クローク室	展示博物室、図書室、浴室、遊技室、体育室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場
該当用途例	区民会館、市民会館、福祉会館、音楽堂、貸ホール、貸講堂、公民館、町内会集会場、結婚式場(披露宴会場含む。)、葬祭場、児童厚生施設（児童館）等、貸講堂、労働会館等が本項に該当する。		
補足事項	１　興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。なお、反復継続とは、おおむね月４回以上行われるものをいう。 ２　平成 27 年 10 月 15 日大消予第 967 号「公民館及び小規模防火対象物における特例基準」（参考）		

(２)項イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの		
【定義】	１　キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食させる施設をいう。 ２　カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 ３　ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食させる施設をいう。 ４　その他これらに類するものとは、クラブ、バー、サロン等の名称を冠しているが、その営業の実態においてキャバレー等と同視すべきものを指す。		
主従関係	（イ）主用途部分	（ロ）機能的に従属する用途に供される部分	
	客室、舞台部、調理室、更衣室、ダンスフロア	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		託児室、専用駐車場、クローク	
該当用途例	クラブ、バー、サロン、ホストクラブ等		
補足事項	１　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和 60 年１月 11 日国家公安委員会規則第１号）で定める洋式の設備は次によることとしている。		

	（１）　キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は 66 ㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の５分の１以上であること。 （２）　カフェーの客席は、16.5 ㎡以上であること。 ※カフェーは、ダンスをさせず、最近はバーと称することが多い。 ２　客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことを含まないものであること。

(２)項ロ	**遊技場、ダンスホール**		
【定義】	１　遊技場とは、施設を設けて客に囲碁、将棋、麻雀、パチンコ、ビリヤード、ボウリング、その他の遊戯又は競技を行わせる施設をいう。 ２　ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。		
主従関係	（イ）主用途部分	（ロ）機能的に従属する用途に供される部分	
	遊技室、景品場、遊技機械室、客席、更衣室、作業室、待合室、舞台部、ゲームコーナー、ダンスフロア	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、喫茶室、専用駐車場、売店、クローク、談話室、バー	サウナ室、トレーニングルーム
該当用途例	ボウリング場、パチンコ店、ビリヤード場、麻雀屋、囲碁・将棋屋、スロットマシン、ディスコ、ゲームセンター、観客席を有しない屋内アイススケート場、観客席を有しないローラースケート場		
補足事項	１　遊技場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。 ２　ダンスホールのうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。）第２条第１項第４号に規定する政令で指定された指導員が指導する教習所(教室)は、本項に含まれないものとする。 ３　ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。		

(２)項ハ	**風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第２条第５項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（二並びに(１)項イ、(４)項、(５)項イ及び(９)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの**
【定義】	１　性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗型性風俗特殊営業がこれに該当し、個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供するもの等をいう。【風営法第２条第６項】 ２　その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、規則第５条第１項で定める店舗をいう。 （１）　規則第５条第１項第１号に規定する店舗は、令別表第１(４)項に類似するもので、電話以外の情報通信に関する機器（映像機器等）を用いて異性を紹介する営業を営む店舗

<table>
<tr><td></td><td colspan="3">（セリクラ）をいう。
（２）　規則第５条第１項第２号に規定する店舗は、異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗をいうものであること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主従関係</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>託児室、専用駐車場、売店</td><td></td></tr>
<tr><td>該当用途例</td><td colspan="3">ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、ＳＭクラブ、ヌードスタジオ、のぞき劇場、レンタルルーム（異性同伴）、セリクラ等</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="3">１　店舗型性風俗特殊営業のうち、ソープランド（令別表第１(９)項イ）、ストリップ劇場（令別表第１(１)項イ）、ラブホテル及びモーテル（令別表第１(５)項イ）、アダルトショップ（令別表第１(４)項）、テレフォンクラブ及び個室ビデオ（令別表第１(２)項二）等、既に各用途に分類されているものについては、令別表第１(２)項ハとして取り扱わないものであること。
２　性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、当該防火対象物が令別表第１(２)項ハに該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするものではないこと。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>(２)項二</th><th colspan="3">カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの</th></tr>
<tr><td>【定義】</td><td colspan="3">１　個室(これに類する施設を含む。)において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗
２　風営法第２条第９項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗
３　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和 59 年政令第 319 号)第２条第１号に規定する興行場(客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供するものに限る。)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主従関係</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">客席、客室、書棚、ビデオ棚、事務室、倉庫</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>厨房、専用駐車場、シャワー室</td><td></td></tr>
<tr><td>該当用途例</td><td colspan="3">カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、複合カフェ、個室ビデオ等</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="3">１　カラオケボックス等とは、一の防火対象物に複数のカラオケ等を行うための個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれないものであること。
２　個室については、壁等により完全に区画された部分だけではなく間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペースも含むものであること。
３　用途の判定に際して、届出や名称のみで判断することなく、名称、営業形態、サービスの内容等の要件を総合的に判断して用途を判定すること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>（３）項イ</th><th colspan="3">待合、料理店、その他これらに類するもの</th></tr>
<tr><td>【定義】</td><td colspan="3">1　待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を提供せず、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又は斡旋して客に遊興させる施設をいう。
2　料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食物を提供する施設をいう。
3　その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と同視すべきものをいう。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主従関係</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">客室、客席、厨房、宴会場、リネン室</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>専用駐車場、売店、結婚式場、ロビー</td><td></td></tr>
<tr><td>該当用途例</td><td colspan="3">茶屋、料亭、割烹等</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="3">1　一般的に風営法第 2 条第 1 項第 1 号の適用を受け「風俗営業」に該当するもの又はこれと同様の形態を有するものをいう。
2　（3）項イは、（2）項イに掲げる防火対象物と同種のものであるが、客席の構造が和式であるものである。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>（３）項ロ</th><th colspan="3">飲食店</th></tr>
<tr><td>【定義】</td><td colspan="3">飲食店とは、客席において客にもっぱら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主従関係</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">客室、客席、厨房、宴会場、リネン室</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>専用駐車場、結婚式場、託児室</td><td>サウナ室、娯楽室、会議室</td></tr>
<tr><td>該当用途例</td><td colspan="3">喫茶店、スナック、食堂、そば屋、すし屋、レストラン、ビアホール、スタンドバー、ライブハウス、レストランシアター</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="3">1　飲食を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。
2　ライブハウスとは、客席（全ての席を立見とした場合を含む。）を有し、多数の客に生演奏等を聴かせ、かつ、飲食の提供を伴うものをいう。
※食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条の営業許可を受けているかどうかを問わない。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>（４）項</th><th colspan="3">百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場</th></tr>
<tr><td>【定義】</td><td colspan="3">1　百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において客に物品を販売する施設をいう。
2　展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主従関係</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">売場、荷捌室、商品倉庫、事務室、食堂、展示場</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>専用駐車場、写真室、結婚式場、遊技場、美・理容室、診療室、集会室、託児室</td><td>催物場（展示博物室を含む）、貸衣裳室、料理美容等の生活教室、現金自動支払機室</td></tr>
</table>

該当用途例	魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、洋服店、家具店、電気器具店等の小売店舗、店頭において販売行為を行う問屋、卸売専業店舗、営業用給油取扱所、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市場、中古車販売店、リサイクルショップ、画廊販売店、その他類似店
補足事項	1　物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が自由に出入りできる形態を有するものであること。 2　店舗で物品の受渡しを行わないものは、物品販売店舗には含まれないものであること。 3　卸売問屋は、本項として取り扱うこと。 4　レンタルショップは本項として取り扱うこと。

(５)項イ	**旅館、ホテル、宿泊所、その他これらに類するもの**		
【定義】	1　旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。 2　ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。 3　宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられているものをいう。 4　その他これらに類するものとは、マッサージ、レンタルルーム等で、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設等をいう。		
主従関係	（イ）主用途部分	（ロ）機能的に従属する用途に供される部分	
	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		娯楽室、バー、ビアガーデン、両替所、行代理店、専用駐車場、美・理容室、診療室、図書室、喫茶室	宴会場、会議室、結婚式場、売店（連続式形態のものを含む）展望施設、プール
該当用途例	保養所、ユースホステル、山小屋、ロッジ、貸研修所の宿泊室、青年の家、モーテル		
補足事項	1　宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）の適用があるものが含まれるものであること。 2　宿泊とは、宿泊料（宿泊料とみなされるものを含む。）を受けて人を宿泊させる行為を反覆継続され、社会性を有する（不特定多数の者を対象として宿泊者の募集を行う行い、繰り返し人を宿泊ささせる行為等）ものであること。 3　事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。 　なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。 4　「その他これらに類するもの」に該当するか否かの判定については、次の条件等を勘案する必要があること。 （１）　不特定多数の者の宿泊が継続して行われていること。		

（２）　ベッド、長いす、リクライニングチェア、布団等の宿泊に用いることが可能な設備、器具等があること。

（３）　深夜営業、24 時間営業等により夜間も客が施設にいること。

（４）　施設利用に対して料金を徴収していること。

5　令別表第１(６)項イ、同項ロ、(９)項イ及び(11)項等は、副次的に宿泊の用に供する施設を有する場合もあるが、それぞれの用途としての火災危険性に着目して対応することで十分であり、原則として令別表第１(５)項イに掲げる防火対象物として取り扱わないこと。

6　民泊の消防法令上の用途について

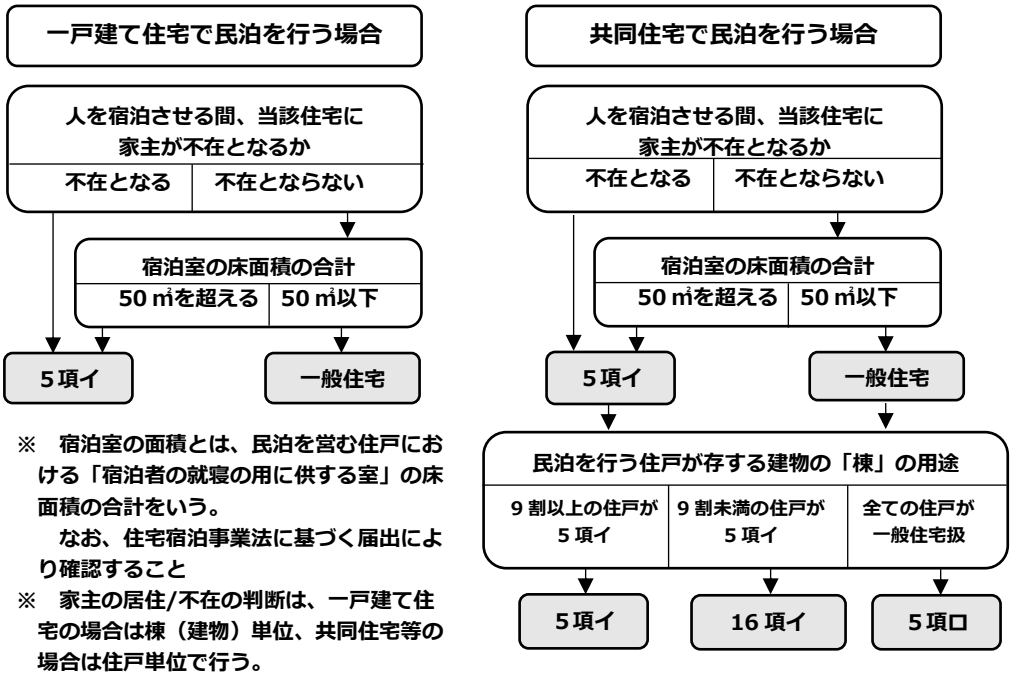

※　宿泊室の面積とは、民泊を営む住戸における「宿泊者の就寝の用に供する室」の床面積の合計をいう。
　なお、住宅宿泊事業法に基づく届出により確認すること

※　家主の居住/不在の判断は、一戸建て住宅の場合は棟（建物）単位、共同住宅等の場合は住戸単位で行う。

（５)項ロ	寄宿舎、下宿、共同住宅		
【定義】	1　寄宿舎とは、官公庁、学校、会社等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないもので、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の３第 10 項に規定する小規模住居型自動養育事業を行う施設及び同法第 38 条に規定する母子生活支援施設を含むものとする。 2　下宿とは、１カ月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3　共同住宅とは、住宅として用いられる２以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの（構造上の共用部を有するもの）をいう。		
主従関係	（イ）主用途部分	（ロ）機能的に従属する用途に供される部分	
	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室、物置、管理人室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		売店、専用駐車場、ロビー、面会室、集会室、リフレッシュ室	

該当用途例	寮、事業所専用のための宿泊所、小規模住居型児童養育事業(専ら乳幼児の養育を常態とする場合は６項ロ又はハとする。)、母子生活支援施設
補足事項	1　共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸に存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。 2　廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として取り扱わないものであること。 3　平成 12 年 9 月 27 日老発第 655 号「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」に基づく施設（生活支援ハウス）は、要支援２以上のものの入居はなく、自力避難可能な者のみの入居であることから本項に該当する。

（６）項イ	**（１）　次のいずれにも該当する病院（火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。）** **（ｉ）　診療科名中に特定診療科名（内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。（２)(ｉ)において同じ。）を有すること。** **（ii）　医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第７条第２項第４号に規定する療養病床又は同項第５号に規定する一般病床を有すること。** **（２）　次のいずれにも該当する診療所** **（ｉ）　診療科名中に特定診療科名を有すること。** **（ii）　４人以上の患者を入院させるための施設を有すること。** **（３）　病院（(１)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所（(２)に掲げるものを除く。）又は入所施設を有する助産所** **（４）　患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所**
【定義】	1　病院とは、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の５に定めるもので、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20 人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。 2　診療所とは、医療法第１条の５に定めるもので、医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、患者を入院させるための施設を有しないもの又は 19 人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。 3　助産所とは、医療法第２条に定めるもので、助産師が公衆又は特定多数人のためその業務（病院又は診療所において行うものを除く。）を行う場所をいう。 なお、助産所は、妊婦、産婦又はじょく婦 10 人以上の入所施設を有してはならない。

主従関係	（イ）主用途部分	（ロ）機能的に従属する用途に供される部分	
	診療所、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、売店、専用駐車場、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム、	臨床研究室

	室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室リネン室、医師等当直室、待合室、技工室、図書室、会議室検疫所、隔離所、霊安室	現金自動支払機室	
補足事項	**１　用途判定フローチャート** 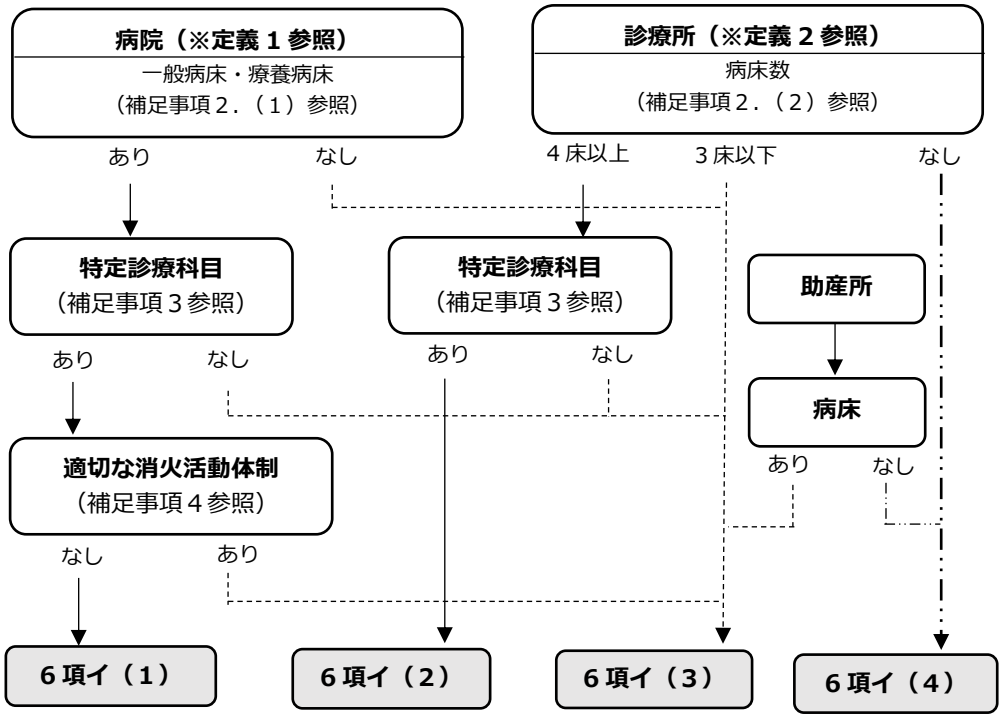 **２　病床の取り扱い** （１）　医療法第７条に規定する病床の種別は以下のとおり。 ア　精神病床（病院） 精神疾患を有する者を入院させるための病床 イ　感染症病床（病院） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第６条第２項に規定する一類感染症、同条第３項に規定する二類感染症（結核を除く。）、同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第８項に規定する指定感染症（同法第７条の規定により同法第 19 条又は第 20 条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第８条（同法第７条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）並びに同法第６条第９項に規定する新感染症の所見がある者を入院させるための病床		

ウ　結核病床（病院）

結核の患者を入院させるための病床

エ　療養病床（病院又は診療所）

前アからウに掲げる病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの

オ　一般病床（病院又は診療所）

前各号に掲げる病床以外のもの

（２）　病床数の取り扱い

ア　病床数とは、医療法第７条に規定する病床数（以下「許可病床数」という。）をいい、令別表第１(６)項イ(２)に規定する「４人以上の患者を入院させるための施設」とは、許可病床数が４以上であるものをいう。

イ　許可病床数が４以上であっても、１日平均患者数（１年間の入院患者述べ数を同期間の診療日数で除した値をいう。）が１未満のものにあっては、令別表第１(６)項イ(２)に規定する「４人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当しないものとして取り扱って差し支えない。ただし、１日平均患者数が実態として１以上となる可能性がある施設は、「４人以上の患者を入院させるための施設を有する」に該当するものとする。

３　特定診療科名について（規則第５条第４項）

（１）　特定診療科名とは、医療法施行令（昭和 23 年政令第 326 号）第３条の２に規定する診療科名のうち、次に掲げるもの以外をいう。

ア　肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、産科、婦人科

イ　前アに掲げる診療科名と医療法施行令第３条の２第１項第１号ハ(１)から(４)までに定める事項（下表参照）とを組み合わせた名称

（例：女性美容外科，小児皮膚科等⇒特定診療科名に該当しない。）

【表】医療法施行令第３条の２第１項第１号ハ

（１）	頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門※、血管、心臓血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺※、内分泌若しくは代謝又はこれらを構成する人体の部位、器官、臓器若しくは組織若しくはこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の一部であって、厚生労働省令で定めるもの
（２）	男性、女性、小児若しくは老人又は患者の性別若しくは年齢を示す名称であって、これらに類するものとして厚生労働省令で定めるもの
（３）	整形、形成※、美容※、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療若しくは疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的処置のうち、医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの
（４）	感染症、腫瘍、糖尿病若しくはアレルギー疾患又はこれらの疾病若しくは病態に分類される特定の疾病若しくは病態であって、厚生労働省令で定めるもの

	※　外科は特定診療科名であるが、肛門外科、乳腺外科、形成外科、美容外科は特定診療科名から除外されている。ただし、『大腸・肛門外科』のように複数の診療科名を組み合わせたものは、『大腸外科』及び『肛門外科』に該当し、全体として特定診療科名として取り扱われる。 ウ　歯科 エ　歯科と医療法施行令第３条の２第１項第２号ロ(１)及び(２)に定める事項とを組み合わせた名称（例：小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科） （２）　旧診療科名の取り扱い ア　特定診療科名に該当する診療科名 神経科、呼吸器科、消化器科、循環器科、性病科、気管食道科、胃腸科 イ　特定診療科名に該当しない診療科名 皮膚泌尿器科、肛門科 ※　旧診療科名とは、医療法施行令第３条の２の改正（平成 20 年政令第 36 号）で、同令同条において規定されなくなった診療科名をいう。 なお、当該改正施行令が施行された日（平成 20 年４月１日）に、既に開業していた病院や診療所については、そのまま標榜することができる。 （３）　麻酔科の取り扱い 麻酔科は医療法施行令第３条の２に規定する診療科名ではないことから、特定診療科名には該当しない。特定診療科名に該当するか否かの判断は、標榜している診療科名のうち麻酔科以外の診療科名により行うこと。 （４）　２以上の診療科名を標榜する病院又は有床診療所の取り扱い 特定診療科名とそれ以外の診療科名の両方が混在するものは、全体として特定診療科名を有する病院又は有床診療所として取り扱うこと。 （５）　介護医療院の取り扱い ア　病院又は診療所として取り扱う。 イ　介護医療院が存する令別表第１（６）項イに掲げる防火対象物において、20 人以上の患者（介護医療院の入所者を含む。以下同じ。）を入院（介護医療院にあっては入所という。以下同じ。）させるための施設を有する場合は病院として、19 人以下の患者を入院させるための施設を有する場合は診療所として取り扱うものとする。 この場合において、運営主体、事業形態及び医療の提供の実態等から区分できる単位ごとに介護医療院並びに病院及び診療所における入院させるための施設数を合算して判断する。 ウ　介護医療院は、要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者の入所を想定していることから、令別表第１（６）項イ(1)(i)及び同表（６）項イ(2)(i)に該当するものとして取り扱うものとする。 エ　療養床（介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第５号）第３条第１号に規定するものをいう。）は、令別表第１（６）項イ(1)(ⅱ)に規定する療養病床として取り扱うものとする。

	４　火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるもの（以下「適切な消火活動体制」という。）ついて（規則第５条第３項） （１）　規則第５条第３項に規定する「体制」とは 同項第１号による「職員の総数の要件」及び第２号による「宿直勤務者を除いた職員数の要件」の両方を満たす体制であること。 （例：病床数 92 床の場合） ○「職員の総数の要件」 病床数が 26 床を超えるため、２人に 13 床までを増すごとに１人を加えなければならない。加える人数は以下により算定する。 （92 床－26 床）÷13 床＝5.07 少数点以下は切り上げ、加える人数は６人となる。よって、職員の総数の要件は常時８人以上となる。 ○「宿直勤務者を除いた職員数の要件」 病床数が 60 床を超えるため、２人に 60 床までを増すごとに２人を加えなければならない。加える人数は以下により算定する。 （92 床－60 床）÷60 床＝0.53 小数点以下は切り上げ、１に２人を乗じ、加える人数は２人となる。よって、宿直勤務者を除いた職員数の要件は、常時４人以上となる。 （２）　規則第５条第３項第１号の「職員の数」とは ア　１日の中で最も職員が少ない時間帯に勤務している職員（宿直勤務者を含む。）の総数を基準とするものであること。 イ　職員の数は原則として棟単位で算定を行うこと。 ウ　特定診療科名以外の診療科名の職員数も含むものであること。 エ　火災時に異なる棟から職員が駆けつけることができる場合、当該別棟の職員の数は、原則として算定しない。ただし、「職員の数」の算定を行う棟の患者の看護等を異なる棟に勤務する職員が担当している場合で、火災発生時に当該異なる棟に自動火災報知設備の火災信号を移報することにより、当該職員が迅速に駆けつけ、初期消火や避難誘導等を実施できる体制が確保されている等、適切な対応ができると認められる場合は、この限りでない。 （３）　規則第５条第３項の「その他の職員」とは歯科医師、助産師、薬剤師、准看護師、その他病院に勤務する職員をいう。 なお、原則として、委託により警備に従事させる警備員は含まないが、病院に常駐しており、防火対象物の構造及び消防用設備等の位置を把握し、火災時に適切に対応が可能な者についてはこの限りではない。 （４）　規則第５条第３項の「病床数」とは許可病床数（特定診療科名以外の病床も含み、一般病床及び療養病床以外の精神病床、結核病床及び感染症病床のすべてを含む。）をいう。

	（５）　規則第５条第３項第２号の「宿直勤務を行わせる者」とは労働基準法施行規則（昭和 22 年厚生省令第 23 号）第 23 条に規定する「宿直の勤務で断続的な業務」を行う者をいい、通常の勤務の終了後において、勤務の継続に当たらない軽度または短時間の業務を行うために勤務し、当該勤務中に仮眠等の就寝を伴うことを認められた職員をいうこと。 なお、宿直勤務は単なる夜間勤務とは異なり、労働基準法上の例外的取扱いによるものであるため、所轄労働基準監督署長の許可が必要であること。 ５　その他事項 （１）　同一敷地内に令別表第１(６)項イ(１)に掲げる病院の用に供される建物が複数存しており、その中に病床を有さない建物（いわゆる「外来棟」）が独立した棟としてある場合、当該外来棟に対する消防用設備等に係る規定の適用に当たっては、令第 32 条を適用して同表(６)項イ(４)に掲げる防火対象物に準じて取り扱うものとする。 （２）　保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であって、本項に含まれないものであること。 （３）　あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、本項に含まれない。 （４）　病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、令別表第１(５)項ロ又は(７)項の用途に供するものとして取り扱う。 （５）　病院、診療所内に併設された「デイケア」「通所リハビリテーション」等については、医療保険を利用して行う医療を目的としたもの（(6) 項イに該当）であるか、介護保険を利用する介護を目的としたもの（(6) 項ハに該当）か、実態に応じて用途項を判定すること。

(６)項ロ	**次に掲げる防火対象物** **（１）　老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成９年法律第 123 号）第７条第１項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第５条の２第４項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第５項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第６項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの** **（２）　救護施設** **（３）　乳児院** **（４）　障害児入所施設** **（５）　障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律**

<table>
<tr><td></td><td colspan="3">（平成 17 年法律第 123 号）第４条第１項に規定する障害者又は同条第２項に規定する障害児であって、同条第４項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第５条第８項に規定する短期入所若しくは同条第１７項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(５)において「短期入所等施設」という。）</td></tr>
<tr><td>【定義】</td><td colspan="3">補足表参照</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主従関係</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>売店、浴室</td><td></td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="3">１　用途区分の運用上の留意事項
（１）　規則第５条に規定する「業として」とは、報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含むものであること。
（２）　用途の判断
施設又は事業の名称から一律に(６)項ロ又はハとすることなく、福祉部局になされた届出等を考慮しつつ、営業形態、サービスの内容、利用者の避難困難性、事業者の受け入れ態勢等の事業内容を十分に把握し、総合的に火災危険性を勘案した上で、用途の判断を行うこと。
（３）　通所と入所が混在する施設の取り扱い
例えば、有料老人ホームと通所施設等が混在する場合においては、原則(16)項イとして取り扱うこと。ただし、有料老人ホームと通所施設等が建物内部で行き来できるなど、構造等に明確な区分がなく、有料老人ホームの入所者が通所施設等の大部分で介護サービス等の提供を受ける場合は、(６)項ロとして取り扱うこと。
（４）　関係者への対応
利用実態が変化した場合に用途区分が変更されることが考えられるため、消防用設備等の設置について、消防法第 17 条の３の趣旨を関係者等に十分に説明し、事業者の受け入れ態勢等の事業内容を確認したうえで、あらかじめ必要な対応を促すことが望ましいこと。
（５）　入居者又は宿泊者の人数の判断の目安
利用実態が変化した場合に令別表第１の(６)項ロ又はハとなる軽費老人ホーム、有料老人ホーム等の社会福祉施設等（注）における入所者若しくは入居者又は宿泊者の人数の判断の目安は次によること。
ア　社会福祉施設等に、実際に入所若しくは入居又は宿泊している人数によること。
イ　アが明確でないときは、社会福祉施設等が届出等により福祉部局に示している定員又は新規に社会福祉施設等を設置しようとする際に示す定員の予定数によること。</td></tr>
</table>

ウ　イの届出等がない場合には、防火対象物の入所若しくは入居又は宿泊の用に供する部屋の数、規模及び形態等の事業者の受け入れ態勢に関する資料の提出を求め、推定される人数によること。

(注)　軽費老人ホーム、有料老人ホーム、小規模多機能型居宅介護事業を行う施設、障害者支援施設、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下、「障害者総合支援法」という。)第５条第８項に規定する短期入所又は同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う施設、令別表第１(６)項ロ(１)及びハ(１)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」をいう。

2　高齢者施設に係る運用上の留意事項

（１）　避難が困難な要介護者とは

規則第５条第３項に規定する区分に該当する者(介護保険法第７条第１項に定める要介護状態区分が３以上の者)及び介護の認定を受けていない者で自力避難困難であると実情により判断された者をいう。

（２）　「避難が困難な要介護者を主として入居させるもの」（規則第５条第６項第１号）

避難が困難な要介護者の割合が施設全体の定員の半数以上であることを目安として判断すること。例えば、有料老人ホームのように、介護居室等避難が困難な要介護者が入居することを想定した部分の定員がある場合は、当該定員の割合が一般居室を含めた施設全体の半数以上であることを目安とすること。

（３）　「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」（規則第５条第６項第２号）

令別表第１(６)項ロ(１)に規定する「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判断の目安としては、まず、アについて関係者への聞き取り等により確認することを前提とし、アに該当しない場合は、イの確認により、最終的に用途を判定すること。

なお、宿泊サービス提供の有無、宿泊者数及び宿泊サービスを利用する避難が困難な要介護者の数については、関係者からの聴取、施設の運営規程、事業者が保存する宿泊サービス提供の記録、ベッドの数、ホームページ、広告物等により確認すること。

ア　次のすべてに該当する施設は、(６)項ロ(１)とする。該当しない場合は、イにより判断すること。

（ア）　月に５日以上の宿泊サービスの提供を行うことがある。

（イ）　実態として、１泊あたり２名以上の要介護者(※)が宿泊することがある。

（ウ）　宿泊サービスを利用する「避難が困難な要介護者」の数が宿泊者数の半数以上となることがある。ただし、「避難が困難な要介護者」の宿泊利用が１名である場合は除く。

※　要介護者：要介護状態区分１以上の者

※　避難が困難な要介護者：上記（１）に該当する者

イ　前アに該当しない場合で、次のすべてに該当する施設は、(６)項ロ(１)とする。

なお、過去１年間の宿泊実績のうち、最も宿泊人数の多かった連続３ヶ月間の宿泊実績を元に判断することとする。

	（ア）　当該３ヵ月間において、宿泊サービス利用者の延べ人数が当該３ヶ月間の日数以上である。 （イ）　当該３ヶ月間の宿泊サービス利用者の延べ人数のうち避難が困難な要介護者の数が半数以上である。 （４）　「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」 令別表第１(６)項ロ(１)に規定する「その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの」については、前(２)又は(３)と同様に判断すること。 ３　障害者福祉施設等に係る運用上の留意事項 「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは令別表第１(６)項ロ(５)に規定する「避難が困難な障害者等を主として入所させるもの」とは、次に掲げる者が概ね８割を超えることを原則とする。ただし、利用者の定員が１名の場合を除くものとする。 （１）　規則第５条第５項に規定する区分に該当する者（障害者総合支援法第４条第４項に定める障害支援区分(改正前の平成 26 年３月 31 日までは、障害程度区分としていた。)が４以上の者) （２）　障害支援区分の認定を受けていない者で自力避難困難であると実情により判断された者(障害者総合支援法第５条第８項に規定する短期入所施設については、障がい児の利用もあるため、自力避難困難であると実情により判断された障がい児も含む。) ※　障がい児には、障害支援区分の設定がないため、実情により判断すること。

«補 足 表»

（６）項ロ（１）	
（１）　老人短期入所施設　【老人福祉法】第 20 条の３	
担当課	大分市役所　福祉保健部　長寿福祉課
設置基準等	介護保険法 老人福祉法 大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
【定義】	65 歳以上の者であって、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となったもの等を短期間入所させ、養護することを目的とする施設をいう。
解説	普段は在宅介護を受けている要介護者が、事情によって一時的に居宅において介護を受けることができなくなった際に、数日から一週間程度の短期間、泊まり込みで介護などのサービスを利用できるように設置された施設である。また、このような短期入所のことをショートステイ（短期入所生活介護）と呼ぶ。
概要	短期入所生活介護は、短期入所生活介護単独の施設（老人短期入所施設）で運営を行っているケースもあるが、たいていは、特別養護老人ホームや介護付有料老人ホームが施設内に短期入所生活介護用のスペースを併設する方法（老人短期入所事業を行う施設）で運営している。

補足事項	対象となる高齢者は次の者をいう。 １　行政の措置によって通わせる者。（65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある者が、やむをえない事由により介護保険法に規定する通所介護を利用することが著しく困難であると認められるとき） ２　介護保険法その他の政令で利用を認められた者。
（２）　養護老人ホーム　【老人福祉法】第 20 条の４	
担当課	大分市役所　福祉保健部　長寿福祉課
設置基準等	老人福祉法 大分市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
【定義】	６５歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを入所させ、養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
解説	住宅事情や経済的な理由により、自宅で養護を受けることが困難になった 65 歳以上の高齢者が入所する老人福祉施設をいう。養護老人ホームでは、入所者の生活の場として、食事や入浴など日常生活の援助のほか、QOL（生活の質）向上のための文化教室やレクリエーション行事などがおこなわれている。養護老人ホームは介護保険の適用施設ではなく、利用料は入所者の収入に応じて決められる。行政による措置施設であり、入所の申し込みは施設ではなく市町村に行う。
（３）　特別養護老人ホーム　【老人福祉法】第 20 条の５	
担当課	大分市役所　福祉保健部　長寿福祉課
設置基準等	介護保険法 老人福祉法 大分市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
【定義】	65 歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設をいう。
解説	入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事などの介護をはじめ、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をおこなうことを目的として設置されている。特別養護老人ホームへの入所の条件は、65 歳以上の日常的に介護が必要な人で、要介護１～５の認定を受けていることが前提となる。ただし、医療機関ではないので、入院が必要な病気やケガを抱えている人は入所できない。特別養護老人ホームは介護保険施設に指定されているため、施設での介護サービスには介護保険の適用を受けることができる。
施設	特別養護老人ホームの介護保険法上の名称 ・入所定員が 30 名以上の場合「介護老人福祉施設」 ・入所定員が 29 名以下の場合「地域密着型介護老人福祉施設」

（４）　軽費老人ホーム　【老人福祉法】第 20 条の６ （避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）（①軽費老人ホーム・②軽費老人ホームＡ型）	
担当課	大分市役所　福祉保健部　長寿福祉課
設置基準等	老人福祉法 大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
【定義】	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除くものをいう。
解説	軽費老人ホームは、事情があって自宅での生活が困難になった、60 歳以上の高齢者（夫婦の場合はどちらかが 60 歳以上）が、低料金で入所できる老人福祉施設。この軽費老人ホームは、高齢であっても基本的な日常生活を自立して送れることが入所の基本条件となっており、部屋は個室を使用する。
施設	①　軽費老人ホーム（旧ケアハウス） 身体機能の低下や高齢などのため、独立して生活するには不安が認められるが、独立した生活を送れるよう工夫された施設で、給食、入浴等のサービスを行う。
	②　軽費老人ホームＡ型 低所得階層に属する老人であって、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難なものが低額な料金で利用し、健康で明るい生活を送ることを目的とする。
（５）　有料老人ホーム　【老人福祉法】第 29 条 （避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。） ①　介護付有料老人ホーム（一般型・外部サービス型） ②　住宅型有料老人ホーム ③　その他有料老人ホームに該当する住宅（サービス付き高齢者向け住宅・未届有料老人ホーム）	
担当課	大分市　福祉保健部　長寿福祉課 大分市役所　土木建築部　住宅課（サービス付き高齢者向け住宅等）
設置基準等	老人福祉法 大分市有料老人ホーム設置運営指導指針 高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者住まい法)(サービス付き高齢者向け住宅等)
【定義】	老人福祉法第 29 条に定める老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設をいう。
解説	①　介護付有料老人ホーム（一般型、外部サービス型） ＜一般型特定施設入居者生活介護＞ 介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能である。（介護サービスは有料老人ホームの職員が提供する。特定入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできない。）

	<外部サービス利用型特定施設入居者生活介護> 介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護が必要となっても、当該有料老人ホームが提供する特定入居者生活介護を利用しながら当該有料老人ホームの居室で生活を継続することが可能である。（有料老人ホームの職員が安否確認や計画作成等を実施し、介護サービスは委託先の介護サービス事業所が提供する。特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームについては介護付と表示することはできない。）
	②　住宅型有料老人ホーム 生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護サービスを利用しながら当該有料老人ホームでの生活を継続することが可能である。
	③　その他有料老人ホームに該当する住宅 サービス付き高齢者向け住宅その他高齢者を住まわせることを目的としたマンション等に関する令別表第１の用途については、食事の提供等により、有料老人ホームに該当するものを(６)項ロ又はハと取り扱うこと。有料老人ホームに該当しない場合は、共同住宅として(５)項ロとなる。具体的な判断の目安として，事業者による食事の提供の場となる食堂や事業者による介護サービスの提供の場となる共同浴室を有することなどが考えられるものであること。 なお、有料老人ホームは、老人福祉法第 29 条第１項で規定されており、サービス付高齢者向け住宅の登録を受けているかどうか、有料老人ホームの届出をしているかどうかにかかわらず、食事の提供等の同項に定めるサービスを提供しているものは、有料老人ホームとして扱われる。 <サービス付き高齢者向け住宅> 「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）」によって定められた賃貸住宅又は有料老人ホームで、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準に適合するものとして市の登録を受けたもの。サービス付き高齢者向け住宅に登録した場合、有料老人ホームに該当する場合であっても、有料老人ホームの届出は適用除外となる。用途については、義務付けられている状況把握サービス（入居者の心身の状況を把握し、その状況に応じた一時的な便宜を供与するサービスをいう。）、生活相談サービス（入居者が日常生活を支障なく営むことができるようにするために入居者からの相談に応じ必要な助言を行うサービスをいう。）以外の任意で提供することができるその他の福祉サービスの提供（食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助等）がある場合、(６)項ロ又はハと取り扱うこと。 <未届有料老人ホーム> 有料老人ホームに該当するサービスを提供しているが、有料老人ホームの届出をしていない施設（サービス付き高齢者向け住宅を除く。）。 「高齢者向けケア付き住宅」、「ケア付き高齢者住宅」、「介護マンション」、「ケア付きマンション」、「ケア付き高齢者マンション」、「宅老所」等と称している場合もある。各施設によって提供されるサービスが異なる。
補足事項	有料老人ホームには介護付（一般型、外部サービス型）・住宅型・健康型の３つのタイプがあるが、健康型にあっては、本項に含まれないものであること。

（６）　介護老人保健施設　【介護保険法】第８条第 27 項	
担当課	大分市　福祉保健部　長寿福祉課
設置基準等	介護保険法 大分市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
【定義】	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として、都道府県知事の許可を受けたものをいう。
解説	介護老人保健施設は、病状安定期にあって入院するほどではないものの、医師による検診や理学療法士・作業療法士によるリハビリテーション、看護・介護などの医療的ケアを必要とする高齢者が利用する福祉施設である。入所者は、ケアマネージャーが作成したケアプランに基づいて、医療と生活両面の福祉サービスを受けることができる。施設内では医療ケアも介護保険の適用を受けるため、医療費を少なく抑えることができる。 なお、入所期間は決まっていないが、介護老人保健施設は短期利用を前提としていて、基本的に長期にわたる入所はできないもの。 介護老人保健施設への入所の条件は、65 歳以上でリハビリ・看護などの医療ケアを受けて自立した生活への復帰を目指す人であること。介護保険の適用施設なので、要介護認定を受けていることが前提となる。
（７）　老人福祉法第５条の２第５項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設 （避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）	
担当課	大分市　福祉保健部　長寿福祉課
設置基準等	介護保険法 大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
【定義】	要支援１・２又は要介護１以上の方が対象で、「通い」を中心に、利用者の状態や希望に応じて、「訪問」や「宿泊」のサービスを組み合わせて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を提供するサービスを行う施設である。
解説	１事業所の登録者数は 29 名、１日当たりの通いの利用者は 18 名、泊まりの利用者は９名が上限。
（８）　老人福祉法第５条の２第６項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設	
担当課	大分市　福祉保健部　長寿福祉課
設置基準等	介護保険法 老人福祉法 大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
【定義】	要支援２又は要介護１以上の者で認知症の状態にある方が、家庭的な雰囲気の中で共同生活をしながら、入浴、排せつ、食事など日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスである。

解説	認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）とは、身体は元気でも、少し認知症の症状のある人に対する介護サービスである。（共同生活に支障のない程度の認知症であることが条件で、医師によって判断される。さらに認知症でも「要支援１」の認定を受けた人は利用することができない。）「５～９人ワンユニット」の共同生活の中で、食事、入浴、排せつなど日常生活上の支援や機能訓練を受ける。
（９）　その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	
①　お泊りデイサービス（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）	
担当課	大分市　福祉保健部　長寿福祉課
設置基準等	介護保険法 老人福祉法 大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 大分市における指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針
解説	介護保険法に基づいた通所介護事業サービス（デイサービス）に加えてその利用者を対象に夜間に介護保険適用外の宿泊サービスを提供する事業形態。宿泊については、利用者保護の観点から、届出制が導入されている。
補足事項	お泊りデイサービスが(６)項ロ又は(６)項ハに該当するか否かは、「補足事項」２．(３)の「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判断基準によること。
②　老人福祉法の届出及び介護保険法の指定を受けずこれらの事業を行っている施設で、一般に宅老所といわれているもの（避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させるものに限る。）	
【解説】	提供されるサービスは、法律上の定義が無いためか各宅老所によって異なるが、日中はデイサービス、夜間は必要に応じてショートステイに類似したサービスに加えて、運営者独自の発想によるサービス提供がなされているところが多い。
補足事項	１　入所者の生活拠点が当該施設である場合は有料老人ホームとして用途判定し、また、小規模多機能型居宅介護事業のような事業形態で宿泊が長期にわたって入所しているような状態であれば、「補足事項」２．(３)の「避難が困難な要介護者を主として宿泊させるもの」の判断基準を参考に用途判定をすること。 ２　定員を多く申告することで、用途判定に支障をきたす場合は、老人福祉法の届出及び介護保険法の指定を受けず営業している入所施設に限り、居室の１人当たりの面積は 7.43 ㎡以上を基準とし算定する。この基準については、小規模多機能型居宅介護事業者の指定基準を準用する。

	居室１人　居室 8 ㎡ 居室２人　居室 16 ㎡ 居室３人　居室 24 ㎡
③　複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）【介護保険法】第８条 23 項 （避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）	
担当課	大分市　福祉保健部　長寿福祉課
設置基準等	介護保険法 大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
【定義】	「複合型サービス」とは、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものをいう。
解説	小規模多機能型居宅介護の「通い」「訪問介護」「宿泊」のサービスに加え、必要に応じて「訪問看護」のサービスを一体的に受けることができるサービスをいう。

（６）項ロ（２）	
救護施設　【生活保護法】第 38 条第２項	
担当課	大分市　福祉保健部　生活福祉課
設置基準等	大分市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
【定義】	生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。
解説	救護施設は、身体や精神に障害があり、経済的な問題も含めて日常生活をおくるのが困難な人たちが、健康に安心して生活するための施設。他の障害者福祉施設と異なり、身体障害・知的障害・精神障害といった障害の種類によって対象が規定されていない。実際に、救護施設には、身体障害のある人（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由などさまざま）、知的障害のある人、精神障害のある人、それらの障害を重複して持つ人、アルコール依存症の人、ホームレスの人など、多様な人が生活している。
補足事項	居宅生活訓練事業を行う居宅の取扱い 居宅生活訓練事業は、救護施設において居宅生活に向けた生活訓練を行うとともに、居宅生活に移行可能な対象者のための訓練用住居（アパート、借家等）を確保し、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行うことにより、施設に入所している被保護者がスムーズに居宅生活に移行し、継続して居宅において生活できるよう支援することを目的とされ、対象者も居宅において生活を送ることが可能であると認められる者であることから、各居宅の実態に応じて、単身入居であり、かつ、入居形態が一般の共同住宅と変わらないものにあっては、令別表第１（５）項ロとして取扱うことが適当と考えられるものであること。

（６）項ロ（３）	
乳児院　【児童福祉法】第 37 条	
担当課	大分市役所　子どもすこやか部　子育て支援課
設置基準等	児童福祉法 大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
【定義】	乳児（１歳未満をいう。）（保健上、その他の理由により特に必要のある場合には、幼児（１歳以上をいう。）を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
解説	乳児院は、さまざまな事情により、家庭で養育できない乳児等が暮らす生活の場である。子どもにとって欠かせない生活全般の世話を、職員が親に代わって行う。母親の精神・知的障害（疾患）と、虐待とそれに準ずる理由での入所者が多いほか、養育拒否された乳幼児の入所もある。
補足事項	乳児院における小規模グループケア施設 乳児院において、虐待を受けるなど心に深い傷をもつ子どものうち、手厚いケアを要する子供に対して、小規模なグループによるケア（ケア単位は原則４人以上６人以下）を行うための施設で、敷地内又は敷地外に設置できる。

（６）項ロ（４）	
障害児入所施設　【児童福祉法】第 42 条	
担当課	大分県長　福祉保健部　障害福祉課
設置基準等	大分県指定障害児入所施設に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
【定義】	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む。）を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う施設医療の提供（医療法上の病院の指定）の有無により、「福祉型」又は「医療型」に分かれる。
解説	平成 24 年４月から児童福祉法の改正により、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設として障がい種別に分かれていた障がい児の入所サービスは、障がいの重複化等を踏まえ、複数の障がいに対応できるよう障害児入所施設に一元化された。

（６）項ロ（５）「避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。」	
（１）　障害者支援施設　【障害者総合支援法】第５条第 11 項	
担当課	大分市役所　福祉保健部　障害福祉課
設置基準等	大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

【定義】	障がい者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援Ｂ型をいう。）を行う施設（児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設を除く。）をいう。
（２）　障害者総合支援法第５条第８項に規定する短期入所施設（ショートステイ）	
担当課	大分市役所　福祉保健部　障害福祉課
設置基準等	大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
【定義】	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な支援を供与するための障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設をいう。
解説	「対象者」 ＜福祉型＞ １　障害支援区分が区分１以上である障がい者 ２　障がい児 ＜医療型＞ １　遷延性意識障害者等又はこれに準ずる者 ２　医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者 ３　障害支援区分１～４の重症心身障害者 ４　障害支援区分５以上（５又は６）に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは重症心身障害者 ５　障害支援区分６で、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ６　重症心身障害児
施設	「単独型」 短期入所施設と生活介護等が一緒に運営されているもの。 短期入所施設の利用者は、生活介護等を利用せず、短期入所部分だけを利用する場合もある。 「併設型」 短期入所施設と障害者支援施設、障がい者グループホーム等、比較的大きな施設と併設されたもの。 「空床型」 病院等の空床を利用するもの。
（３）　障害者総合支援法第５条第 17 項に規定する共同生活援助を行う施設（グループホーム）	
担当課	大分市役所　福祉保健部　障害福祉課
設置基準等	大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
【定義】	障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。

解説	介護サービスの形態には、以下のものがある。 <介護サービス包括型> グループホーム事業者が自ら介護サービスを行う（旧ケアホーム） <外部サービス利用型> グループホーム事業者はアレンジメント（手配）のみ行い、外部の指定居宅介護事業所に介護サービスを委託する。
補足事項	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」（平成 24 年法律第 51 号。以下「整備法」という。）が公布され、整備法第２条において、障害者総合支援法の平成 26 年４月施行の規定があり、共同生活介護（ケアホーム）と共同生活援助（グループホーム）の一元化がなされた。 ※　理由～障がい者の高齢化・重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるようにするため。
施設	共同生活援助のサテライト型住居の取扱い 共同生活援助のサテライト型住居（※）については、本体住居（サテライト型住居以外の共同生活住居であって、サテライト型住居への支援機能を有するもの）との密接な連携を前提として、利用者がマンション等の一室に単身で居住する形態として、平成 26 年４月に創設されるものであるが、その入居形態は一般の共同住宅と変わらないことから、通常は、令別表第１（５）項ロとして取扱われるものと考えられること。 ※　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年９月９日厚生労働省令第 171 号）第 210 条第２項に規定するサテライト型住居をいう。

(６)項ハ	**（１）　老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(１)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(１)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第５条の２第３項に規定する老人デイサービス事業を行う施設，同条第５項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(１)に掲げるものを除く。)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの。** **（２）　更生施設** **（３）　助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第６条の３第７項に規定する一時預かり事業又は同条第９項に規定する家庭的保育事業を行う施設そのほかこれらに類するものとして総務省令で定めるもの。** **（４）　児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童福祉法第６条の２第２項に規定する児童発達支援若しくは同条第４項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）**

	（５）　身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(５)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第５条第７項に規定する生活介護、同条第８項に規定する短期入所、同条第 12 項に規定する自立訓練、同条第 13 項に規定する就労移行支援、同条第 14 項に規定する就労継続支援若しくは同条第 15 条に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）		
【定義】	補足表参照		
主従関係	（イ）主用途部分	（ロ）機能的に従属する用途に供される部分	
	居室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、診療室、作業室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		売店、浴室	
補足事項	・６項ロ参照 ・令第 21 条第 1 項第 1 号ロに規定する「利用者を入居させ、又は宿泊させるもの」とは、入院や入所を含むものであることであり、利用者が就寝をする場合は年間の受入回数に関わらずこれに該当するものであること。 　なお、利用者に対して日中に行っている役務（治療や保育等）が夜間を通して行われるのみで宿泊を伴わないものについては、原則として該当しない。		

«補 足 表»

（６）項八（１）	
（１）　軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）【老人福祉法】第 20 条の６ （①軽費老人ホーム・②軽費老人ホームＡ型）	
担当課	大分市役所　福祉保健部　長寿福祉課
設置基準等	社会福祉法 大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
【定義】	無料又は低額な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設で、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホームを除くものをいう。
解説	軽費老人ホームは、事情があって自宅での生活が困難になった、60 歳以上の高齢者（夫婦の場合はどちらかが 60 歳以上）が、低料金で入所できる老人福祉施設。この軽費老人ホームは、高齢であっても基本的な日常生活を自立して送れることが入所の基本条件となっており、部屋は個室を使用する。
施設	①　軽費老人ホーム（旧ケアハウス） 　身体機能の低下や高齢などのため、独立して生活するには不安が認められるが、独立した生活を送れるよう工夫された施設で、給食、入浴等のサービスを行う。
	②　軽費老人ホームＡ型 　低所得階層に属する老人であって、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難なものが低額な料金で利用し、健康で明るい生活を送ることを目的とする。

（２）　老人福祉センター　【老人福祉法】第 20 条の７	
担当課	大分市役所　福祉保健部　長寿福祉課
設置基準等	
【定義】	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。
解説	老人福祉センターは、無料または低額な料金で、老人福祉に関する各種の相談に応じ、高齢者の健康増進や教養の向上、またレクリエーションなどの機会を総合的に提供する場として設置された老人福祉施設である。 老人福祉センターは、自治体や社会福祉協議会などによって運営されており、その地域に住む 60 歳以上の人なら誰でも利用でき、地域の高齢者同士を結ぶコミュニティ機関の役割も果たしている。ただし、施設での介護サービス提供はない。 老人福祉センターは、娯楽室や大広間、会議室や機能回復訓練室などを備えており、なかにはゲートボール場や浴場宿泊施設まで持つ施設もある。老人クラブの会合や文化教室などに利用されることが多い。
（３）　老人介護支援センター　【老人福祉法】第 20 条の７の２	
担当課	大分市役所　福祉保健部　長寿福祉課
設置基準等	老人福祉法、大分市老人福祉法施行細則
【定義】	地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、養護者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその養護者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。
（４）　有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）【老人福祉法】第 29 条 ①　介護付有料老人ホーム ②　住宅型有料老人ホーム ③　健康型有料老人ホーム ④　その他有料老人ホームに該当する住宅（ｻｰﾋﾞｽ付き高齢者向け住宅・未届有料老人ﾎｰﾑ）	
担当課	大分市　福祉保健部　長寿福祉課 大分市役所　土木建築部　住宅課（サービス付き高齢者向け住宅等）
設置基準等	大分市有料老人ホーム設置運営指導指針 高齢者の居住の安定確保に関する法律(高齢者すまい法)(サービス付き高齢者向け住宅等)
【定義】	要介護・要支援認定を受けた高齢者が昼間の一定時間、デイサービスセンターなどの施設で，食事・入浴・排せつなどの介助や日常生活上の世話、機能訓練などを受ける、日帰りの通所介護サービスをいう。 当該事業は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第 64 号)第２条第４項第３号に規定する施設等で行われることがある。

（５）老人福祉法第５条の２第３項に規定する老人デイサービス事業を行う施設（老人デイサービスセンター）	
担当課	大分市　福祉保健部　長寿福祉課
設置基準等	介護保険法、老人福祉法 大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例 大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
【定義】	要介護・要支援認定を受けた高齢者が昼間の一定時間、デイサービスセンターなどの施設で、食事・入浴・排せつなどの介助や日常生活上の世話、機能訓練などを受ける、日帰りの通所介護サービスをいう。 当該事業は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律(平成元年法律第 64 号)第２条 4 項第３号に規定する施設等で行われることがある。
（６）　老人福祉法第５条の２第５項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）	
担当課	大分市　福祉保健部　長寿福祉課
設置基準等	介護保険法 大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
【定義】	要支援１・２又は要介護１以上の方が対象で、「通い」を中心に、利用者の状態や希望に応じて、「訪問」や「宿泊」のサービスを組み合わせて、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を提供するサービスを行う施設である。
（７）　その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの	
①　老人福祉法の届出及び介護保険法の指定を受けずこれらの事業を行っている施設で、一般に宅老所といわれているもの（ロ(1)に掲げるものを除く。）	
【解説】	（６)項ロ(１)欄参照
補足事項	（６)項ロ(１)欄参照
②　複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）【介護保険法】第８条 23 項（ロ(1)に掲げるものを除く。）	
担当課	大分市　福祉保健部　長寿福祉課
設置基準等	介護保険法 大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
【定義】	（６)項ロ(１)欄参照
解説	（６)項ロ(１)欄参照

（６）項ハ（２）	
更生施設　【生活保護法】第 38 条第３項	
担当課	大分市　福祉保健部　生活福祉課
設置基準等	大分市救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例
【定義】	生活保護を必要とする状態にある者で、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。
解説	更生施設は、救護施設と同じように、身体・精神に障害のある人を受け入れて生活援助をする施設だが、その目的には若干のちがいがある。更生施設には、比較的要介護度は低いものの、放浪や家出、売春、犯罪などの過去を背負った人などが社会復帰を目的として生活している。したがって、救護施設と同様の援助に加え、職業訓練や生活訓練などの更生援助が個別に行われている。

（６）項ハ（３）	
（１）　助産施設　【児童福祉法】第 36 条（①第一種助産施設・②第二種助産施設）	
担当課	大分市役所　子どもすこやか部　子育て支援課
設置基準等	児童福祉法 大分市児童福祉法施行細則 大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
【定義】	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設をいう。
施設	①　第一種助産施設　【児童福祉最低基準】第 15 条第２項 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の病院である助産施設をいう。 ②　第二種助産施設　【児童福祉最低基準】第 15 条第３項 医療法の助産所である助産施設をいう。
（２）　保育所　【児童福祉法】第 39 条	
担当課	大分市役所　子どもすこやか部　（公立）保育・幼児教育課　（私立）子ども企画課
設置基準等	児童福祉法 大分市児童福祉法施行細則 大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
【定義】	日々保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設をいう。
解説	保育所は、保護者が働いている、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設であり、通所する児童の心身の健全な発達を図る役割も有するものである。

（３）　幼保連携型認定こども園【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律】(通称：「認定こども園法」)第２条第７項	
担当課	大分市役所　子どもすこやか部　子ども企画課
設置基準等	児童福祉法 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 大分市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
【定義】	「幼保連携型認定こども園」とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設をいう。
解説	１　幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設の機能を備えた単一の施設として教育・保育を一体的に行う施設で、認可権者である市が「幼保連携型認定こども園」として認可する。 ２　認定こども園には、幼保連携型以外に「幼稚園型」、「保育所型」及び「地方裁量型」の３つの類型があり、市が定める条例による認定基準を満たす場合は、市が「認定こども園」として認定する。また、幼保連携型以外の認定こども園については、名称や類型だけで判断することなく、建物形態や実態に即して用途判定を行うこと。
（４）　児童養護施設　【児童福祉法】第 41 条	
担当課	大分市役所　子どもすこやか部　子育て支援課
設置基準等	児童福祉法 大分市児童福祉法施行細則 大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
【定義】	保護者のない１歳以上の児童（乳児（1 歳未満をいう）を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には，乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。
解説	児童養護施設は、さまざまな事情で保護者と一緒に暮らすことのできない、３歳位から 18 歳までの子どもたちの生活の場である。保護者に代わって養育するだけでなく、施設を出たあとの社会生活のことも考え、子どもたちの自立を支援していくことを目的としている。 心に傷を負っている子どもたちも多く、精神的な安定を図るための専門的な援助技術が要求される。また、子どもたちへの援助だけでなく、学校や児童相談所など関係機関との連絡調整や、保護者との面接、家庭に戻るための援助、地域の人々との交流活動など、職務内容は多岐にわたる。
（５）　児童自立支援施設　【児童福祉法】第 44 条	
担当課	大分県庁　福祉保健部　こども・家庭支援課
設置基準等	児童福祉法 大分県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

【定義】	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
解説	児童自立支援施設は、窃盗や傷害などの不良行為をしたり、また今後するおそれのある児童を入所させて保護するための施設である。児童に生活や学習への積極性を育み、職業生活への関心を高めることによって社会に適応できるよう、生活・学習・職業指導を行う。教護院から改称され、新たに通所機能も導入された。
（６）　児童家庭支援センター　【児童福祉法】第 44 条の２	
担当課	大分市役所　福祉保健部　障害福祉課
設置基準等	大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
【定義】	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童、母子家庭その他の家庭、地域住民その他からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、児童福祉法第 26 条第１項第２号及び第 27 条第１項第２号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設とする。
（７）　児童福祉法第６条の３第７項に規定する一時預かり事業（地域密着型）	
担当課	大分市役所　子どもすこやか部　保育・幼児教育課
設置基準等	児童福祉法
【定義】	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、地域子育て支援拠点、駅ビル商店街などの駅周辺等利便性の高い場所などにおいて一時的に預かり、必要な保護を行う事業。対象は、市内に居住する生後６か月から小学校就学前の乳幼児であり、病児・病後児は対象外とする。 なお、大分市は、保育所に併設した設置のみを認めている。
解説	地域密着型 ①　保育所の設備の基準に準じて、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて必要な設備（医務室、調理室及び屋外遊技場を除く。）を設けること。 ②　乳児おおむね３人につき１人以上、満１歳以上満３歳に満たない幼児おおむね６人につき１人以上、満３歳以上満４歳に満たない幼児おおむね 20 人につき１人以上、満４歳以上の幼児おおむね 30 人につき１人以上の保育士を配置し、これらの保育士の合計数は２人を下回ることはできないこと。
（８）　児童福祉法第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業（小規模保育事業を行う施設を含む）	
担当課	大分市役所　子どもすこやか部　子ども企画課
設置基準等	児童福祉法 大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
【定義】	市が認定した保育士資格を持つ「保育ママ（家庭的保育者）」が、補助者と２人以上で、賃貸アパートの一室などを使い、家庭的な環境の中で、５人までの乳幼児の保育を行う事業である。

解説	市が認定した家庭的保育者が、家庭的保育補助者と２人以上で保育を行い、給食もある。「連携施設」を設定し、必要に応じて合同保育や代替保育の提供を求め、保育室卒業後の確実な受け皿として契約を結んでいる。（「連携施設」の設定は必須としている。）利用者は、市内に住む生後３か月から２歳までの乳幼児で、保護者の就労等で家庭での保育が困難と市が認める子供（年度途中で３歳に達した場合は当該年度の３月末日まで）を対象とし、１保育室あたり５人を定員とする。 ※　一般住宅において、事業を行う場合は、「住居利用型の児童福祉事業に係る消防法令上の取扱いについて」(平成 22 年 3 月 31 日消防予第 158 号)によること。
（９）　その他これらに類する施設	
①　認可外保育施設	
担当課	大分市役所　子どもすこやか部　子ども企画課
設置基準等	児童福祉法 認可外保育施設に対する指導監督の実施について(平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号) 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について (平成 17 年 1 月 21 日雇児発第 0121002 号)
解説	都道府県知事（指定都市市長、中核市市長を含む。）が認可している認可保育所以外の保育施設であり、認可外保育施設）と呼ばれ、５人以下の乳幼児を預かる小規模施設や事業所の職員の児童のみを対象とした事業所内保育施設等一部の施設を除き、設置開設した際に児童福祉法第 59 条の 2 により都道府県に届け出ることが必要とされる施設である。認可外保育施設は、個人、団体、民間会社等さまざまな主体が設置しており、利用形態も様々である。主な種類としては、事業所内保育施設、ベビーホテル、事業者がその顧客のために設置する施設、臨時に設置された施設などがある。
補足事項	託児所が保育上必要な施設（乳児室、保育室等）を一部でも専用として有する場合は、認可の有無（平成 13 年４月 17 日付け消防予第 127 号「許可外保育施設に対する防火安全の指導について」)、乳幼児数、保母数にかかわらず保育所に含まれる。
②　病児保育事業を行う施設	
担当課	大分市役所　子どもすこやか部　保育・幼児教育課
設置基準等	児童福祉法
【定義】	病気にかかっている子どもに対して、身体的・精神的・経済的・教育的・論理的・宗教的な発達のニーズを満たす為に、専門家集団(保育士、看護師、栄養士等)によって保育と看護を行い、子どもの健康と幸福を守る為にあらゆる世話をすること
解説	入院などの必要がない病気の子どもを、保護者が仕事の都合・疾病・冠婚葬祭等により家庭での育児が困難な場合に、一時的に預かる施設。 次のいずれにも該当する児童を対象とする。 ・市内に居住している小学校生までの児童 ・入院の必要はないが集団保育が困難な児童 なお、大分市においては、小児科病院に併設して設置することを指導している。

（６）項ハ（４）	
（１）　児童発達支援センター　【児童福祉法】第 43 条	
担当課	大分市役所　福祉保健部　障害福祉課
設置基準等	児童福祉法 大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
【定義】	身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）を日々保護者の下から通わせて、次の各号に定める支援を提供することを目的とする施設をいう。 １　福祉型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練 ２　医療型児童発達支援センター 日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療
解説	平成 24 年４月から児童福祉法等の改正により、これまでの通所支援、児童デイサービスについて、障害種別による区分をなくし、児童発達支援、医療型児童発達支援に一元化された。
（２）　児童心理治療施設（児童福祉法改正により情緒障害児短期治療施設から名称変更） 【児童福祉法】第 43 条の２	
担当課	大分市役所　福祉保健部　障害福祉課
設置基準等	児童福祉法、大分市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
【定義】	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。
解説	情緒障害児短期治療施設は、学校や家庭での人間関係などが原因で社会適応が困難であったり、乱暴や盗みなどの問題行動、チック症や拒食といった神経性の習癖など、軽度の情緒障害のある子どもたちを対象とした施設である。短期間の入所や、通所によって、各種心理療法や生活指導、情緒障害児学級での学校教育などを行い、治療を目的とした施設である。 医師や心理療法担当職員が児童の心理治療にあたり、児童指導員・保育士が生活指導を担当している。情緒障がい児学級において学校教育を担当する教員などの専門職員が配置されている。
（３）　児童発達支援　【児童福祉法】第６条の２第２項	
担当課	大分市役所　福祉保健部　障害福祉課
設置基準等	児童福祉法 大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
【定義】	障がい児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。

（４）　放課後等デイサービス　【児童福祉法】第６条の２第４項	
担当課	大分市役所　福祉保健部　障害福祉課
設置基準等	児童福祉法 大分市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
【定義】	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。

（６）項ハ（５）	
（１）　身体障害者福祉センター　【身体障害者福祉法】第 31 条	
担当課	大分県庁　福祉保健部　障害福祉課
設置基準等	身体障害者福祉法 大分県身体障害者社会参加支援施設の設置及び管理に関する条例 身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準省令
【定義】	無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。
解説	身体障害者福祉センターとは、在宅の身体障害者とその家族、ボランティアなどが自由に交流し、文化活動などを行う拠点として親しまれている施設である。障害があっても住み慣れた地域のなかで、自宅で生活するという、ノーマライゼーションの気運が高まるにつれて、このセンターの果たす役割はますます大きくなっている。利用料は無料または低額で、各種相談、機能訓練、スポーツなどの機会も提供され、Ａ型とＢ型の２つの種別がある。 Ａ型は都道府県、政令指定都市を単位に設置され、各種相談や機能訓練、社会参加と交流の促進、スポーツ・レクレーションなどのサービスを総合的に提供する。 Ｂ型は人口 10 万人を単位として設置され、在宅障害者に対するデイサービス事業や関係福祉団体に対する便宜の供与を行う。
（２）　障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）　【障害者総合支援法】第５条第 11 項	
担当課	大分市役所　福祉保健部　障害福祉課
設置基準等	障害者総合支援法 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
【定義】	障害者につき、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援Ｂ型をいう。）を行う施設（児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設を除く。）をいう。

（３）　地域活動支援センター　【障害者総合支援法】第５条第 27 項	
担当課	大分市役所　福祉保健部　障害福祉課
設置基準等	障害者総合支援法 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
【定義】	利用者（地域活動支援センターを利用する障がい者及び障がい児をいう。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものをいう。
（４）　福祉ホーム　【障害者総合支援法】第５条第 28 項	
担当課	大分市役所　福祉保健部　障害福祉課
設置基準等	障害者総合支援法 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
【定義】	現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。
（５）　障害者総合支援法第５条第７項に規定する生活介護を行う施設	
担当課	大分市役所　福祉保健部　障害福祉課
設置基準等	障害者総合支援法 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
【定義】	常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な便宜を供与するための障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設をいう。
（６）　障害者総合支援法第５条第８項に規定する短期入所を行う施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）	
担当課	大分市役所　福祉保健部　障害福祉課
設置基準等	障害者総合支援法 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
【定義】	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障害者等につき、短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な支援を供与するための障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設をいう。

（７）　障害者総合支援法第５条第 12 項に規定する自立訓練を行う施設（①機能訓練・②生活訓練）	
担当課	大分市役所　福祉保健部　障害福祉課
設置基準等	障害者総合支援法 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
【定義】	障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間(※)にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。
解説	①　自立訓練のうち身体機能の向上に係るもの(「自立訓練(機能訓練)」という。)１年６月間(頸髄損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある障害者にあっては、３年間) ②　自立訓練のうち生活能力の向上に係るもの(「自立訓練(生活訓練)」という。)２年間(長期間入院していたその他これに類する事由のある障害者にあっては、３年間)
（８）　障害者総合支援法第５条第 13 項に規定する就労移行支援を行う施設	
担当課	大分市役所　福祉保健部　障害福祉課
設置基準等	障害者総合支援法 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
【定義】	就労を希望する 65 歳未満の障害者につき、一定期間（２年間。ただし、専らあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を取得させることを目的とする場合にあっては、３年又は５年）にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓，就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を供与するための施設をいう。
（９）　障害者総合支援法第５条第 14 項に規定する就労継続支援を行う施設	
担当課	大分市役所　福祉保健部　障害福祉課
設置基準等	障害者総合支援法 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
【定義】	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するための施設をいう。

施設	①　就労継続支援Ａ型（雇用型） 企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。 ②　就労継続支援Ｂ型（非雇用型） 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行う。
（10）　障害者総合支援法第５条第 17 項に規定する共同生活援助を行う施設（ロ(５)に掲げるものを除く。）	
担当課	大分市役所　福祉保健部　障害福祉課
設置基準等	障害者総合支援法 大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
【定義】	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うことをいう。 ※　前述の「共同生活援助を行う施設（グループホーム）」に同じ。

(６)項二	**幼稚園、特別支援学校**		
【定義】	１　幼稚園とは、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とするものをいう。【学校教育法第 22 条】 ２　特別支援学校とは、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とするものをいう。【学校教育法第 72 条】		
主従関係	（イ）主用途部分	（ロ）機能的に従属する用途に供される部分	
	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、診療室、図書室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、売店	音楽教室、学習塾
該当用途例	幼稚園、特別支援学校		
補足事項	幼稚園とは、地方公共団体の認可にかかわりなく、その実態が幼児の保育を目的として設けられた施設で足りるものであること		

<table>
<tr><th>（７）項</th><th colspan="3">小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの</th></tr>
<tr><td>【定義】</td><td colspan="3">1　小学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする学校をいう。【学校教育法第 29 条】
2　中学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を目的とする学校をいう。【学校教育法第 45 条】
3　義務教育学校とは、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする学校をいう。【学校教育法第 49 条の２】
4　高等学校とは、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする学校をいう。【学校教育法第５０条】
5　中等教育学校とは、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする学校をいう。【学校教育法第 63 条】
6　高等専門学校とは、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする学校をいう。【学校教育法第 115 条】
7　大学とは、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする学校をいう。【学校教育法第 83 条】
8　専修学校とは、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校をいう。【学校教育法第 124 条】
9　各種学校とは、前１から７までに掲げる学校以外のもので学校教育に類する教育を行う学校をいう。【学校教育法第 134 条】
10　その他これらに類するものとは、学校教育法に定める以外のもので、学校教育に類する教育を行う施設をいう。（昭和 48 年 10 月 23 日付け消防安第 42 号）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主従関係</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>食堂、売店、喫茶室、談話室、専用駐車場</td><td>学生会館の集会室、合宿施設、学童保育室、同窓会及びＰＴＡ事務室</td></tr>
<tr><td>該当用途例</td><td colspan="3">1　学校教育法第１条に掲げる学校及び同法第 124 条に定める専修学校並びに第 134 条に定める各種学校の認可を受けたもので次に掲げるもの
例～美容・理容学校、和・洋裁、編物、タイプ、外国語、料理、調理師、建築、デザイン、鍼灸、経理、電気、電算機、音楽、進学予備、自動車運転、整備、看護、助産、臨床検査技師、視能訓練、自衛隊、海員、海上保安、消防、警察学校
2　職業能力開発促進法第 16 条に定める公共職業能力開発施設及び同法第 25 条に定める事業主等の設置する職業訓練施設は本項に該当する。</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="3">1　学校教育法では、専修学校は修業年限が１年以上であり、教育を受けるものが 40 人以上とされている。</td></tr>
</table>

	2　各種学校規程では、各種学校は、修業年限が１年以上（簡易に修得することができる技術、技芸等の課程にあっては３カ月以上１年未満）とされている。 3　同一敷地内にあって、教育の一環として使用される講堂、体育館、図書館、研究所等は学校に含まれる。 4　予備校が学校教育法第 134 条に基づく認可を受けているものは(７)項となるが一般算盤塾、学習塾及び研修所（官庁、会社等）は(15)項として処理されたい。
備考	同一敷地内の独立性、関連性の高い施設は、当該用途に供するものとして取り扱う。

（８）項	**図書館、博物館、美術館、その他これらに類するもの**		
【定義】	1　図書館とは、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第２条に定める図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2　博物館とは、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第２条に定める歴史、芸術、民俗、産業、自然科学に関する資料を収集し、保管（育成を含む。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究を目的とする機関のうち、地方公共団体、民法第 34 条の法人、宗教法人又はその他の法人が設置するもので都道府県教育委員に登録する施設をいう。 3　美術館とは、絵画、彫刻などの美術品を陳列して一般公衆の展覧、研究に資することを目的とする施設をいう。 4　その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館法で定める図書館以外のもので図書館、博物館と同等のものをいう。		
主従関係	（イ）主用途部分	（ロ）機能的に従属する用途に供される部分	
	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室、事務室、映写室、鑑賞室	勤務者・利用者の利便に供される部分	密接な関係を有する部分
		食堂、売店、喫茶室、専用駐車場	
該当用途例	郷土館、記念館、科学館等が該当する。		

(９)項イ	**公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの**
【定義】	公衆浴場（公衆浴場法（昭和 23 年法律第１３９号）第１条に定める温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設）のうち、次に掲げるものをいう。 1　蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2　熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公衆浴場をいう。 3　その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設け、当該個室において客に接触する役務を提供するものをいう。

<table>
<tr><td rowspan="3">主従関係</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">脱衣室、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>食堂、売店、専用駐車場、喫茶室、娯楽室、託児室</td><td></td></tr>
<tr><td>該当用途例</td><td colspan="3">サウナ等類似施設</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="3">公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>（９）項ロ</th><th colspan="3">（９）項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場</th></tr>
<tr><td>【定義】</td><td colspan="3">（９）項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主従関係</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">脱衣室、浴室、休憩室、クリーニング室</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>食堂、売店、専用駐車場、サウナ室（小規模な簡易サウナ）、娯楽室</td><td>有料洗濯室</td></tr>
<tr><td>該当用途例</td><td colspan="3">銭湯、鉱泉浴場、砂湯、潮湯、温湯、温泉、家庭風呂等</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="3">１　本項の公衆浴場は、温湯、潮湯、温泉等を使用して公衆を入浴させるものであること。
２　公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同して浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>(10)項</th><th colspan="3">車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限る。）</th></tr>
<tr><td>【定義】</td><td colspan="3">１　車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎（プラットホームを含む。）バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限定されるものであること。
２　船舶若しくは航空機の発着場とは、船舶の発着する埠頭、航空機の発着する航空施設等をいうが、旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限定されるものであること。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主従関係</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、救護室</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>食堂、売店、喫茶室、旅行案内所</td><td>理容室、両替所</td></tr>
<tr><td>該当用途例</td><td colspan="3">渡船場、バスターミナル、空港ターミナル、外航ターミナル、鉄道ターミナル、埠頭ターミナル</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>(11)項</th><th colspan="3">神社、寺院、教会その他これらに類するもの</th></tr>
<tr><td>【定義】</td><td colspan="3">神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする施設をいう。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主従関係</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">本殿、拝殿、各殿、礼拝堂、社務所、集会堂、聖堂、位牌堂</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室</td><td>宴会場、厨房、結婚式場、娯楽室、宿泊室（旅館業法の適用のあるものを除く。）</td></tr>
<tr><td>該当用途例</td><td colspan="3">１　結婚式、披露宴、集会、法事、宴会を行う社務所及び庫裡の取り扱いについては、結婚式又は宴会のための常勤の従業員を有し、営利企業としての結婚会館と同様の営業実態又は檀家、信徒、氏子以外の不特定多数の者を対象として宴会を行うものは、（１）項ロに該当する。
２　礼拝堂及び聖堂は、規模、形態に関わりなく本項に該当する。
３　同一敷地内の幼稚園は、（６）項ハに該当する。
４　信者が祈祷、修行のため宿泊する部分は、同一棟、別棟にかかわらず当該用途とする。
ただし、旅館業法の適用を受けるものは除く。
５　同一敷地内の納骨堂は、本項に該当する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>(12)項イ</th><th colspan="3">工場、作業場</th></tr>
<tr><td>【定義】</td><td colspan="3">工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、修理洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設をいう。
１　工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的高いものをいう。
２　作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械化が比較的低いものをいう。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主従関係</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">作業所、設計室、研究室、事務所、更衣室、物品庫、製品展示室、会議室、図書室</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室、浴室、仮眠室</td><td>荷捌室</td></tr>
<tr><td>該当用途例</td><td colspan="3">給食センター、テイクアウト専門店舗（宅配専門ピザ店等）</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="3">テイクアウト専門店舗で、店内（床面積が発生する場所）での物品の受渡しを行わないが、店内で調理作業を行うものは本項に該当する。
※店内での物品の受渡し、調理作業ともに行わないものは（15）項に該当する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>(12)項ロ</th><th colspan="3">映画スタジオ又はテレビスタジオ</th></tr>
<tr><td>【定義】</td><td colspan="3">映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ若しくはそれらのビデオテープを作成する施設をいう。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主従関係</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、客席、ホール、リハーサル室</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>食堂、売店、喫茶室、専用駐車場、ラウンジ</td><td></td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="3">客席、ホールで興業場法の適用のあるものは、原則として、（１）項に該当する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>(13)項イ</th><th colspan="3">自動車車庫又は駐車場</th></tr>
<tr><td>【定義】</td><td colspan="3">1　自動車車庫とは、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第２条第２項で定める自動車を運行中以外の場合にもっぱら格納する施設をいう。
2　駐車場とは、自動車を駐車させる、すなわち客待ち、荷待ち、貨物の積み卸し、故障その他の理由により継続的に停車させる施設をいう。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主従関係</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>食堂、売店、事務室</td><td>待合室</td></tr>
<tr><td>該当用途例</td><td colspan="3">1　自動車には、原動機付自転車以外のオートバイ、農耕用トラクター等の農耕作業用自動車、フォークリフト、ブルドーザー等の荷役運搬・土木建設作業用も含まれる。
2　機械式立体駐車場、自走式駐車場等類似のものは、本項に該当する。</td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="3">1　自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）第３条の保管場所となっている防火対象物が含まれるものであること。
2　自動車車庫又は駐車場は、営業用又は自家用を問わないものであること。
3　倉庫や事業場等に付設された駐車施設は、専用の建築物であるか、令第８条区画ではないがそれに準ずる区画がなされている地下駐車場であるかなど、特に独立性の強い場合を除き、その事業場等そのものとして規制され、本項に含まれないものであること。
4　原動機付自転車とは、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第１条に定めるものであって、一般的には二輪車で総排気量 125cc 以下のものをいう。
5　農耕作業用自動車を収容する農業用倉庫は本項に該当する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>(13)項ロ</th><th colspan="3">飛行機又は回転翼航空機の格納庫</th></tr>
<tr><td>【定義】</td><td colspan="3">飛行機又は回転翼航空機の格納庫とは、航空の用に供することができる飛行機、滑空機、飛行船、ヘリコプターを格納する施設をいう。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主従関係</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">格納庫、修理場、休憩室、更衣室</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>専用駐車場</td><td></td></tr>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="3">単なる格納だけでなく、運航上必要最小限度の整備のための作業施設を付設する場合についても、原則として全体が本項に該当する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>(14)項</th><th colspan="3">倉庫</th></tr>
<tr><td>【定義】</td><td colspan="3">倉庫とは、物品の滅失若しくは損傷を防止するための工作物であって、物品の保管の用に供するものをいう。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">主従関係</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">物品庫、荷捌室、事務室、休憩室、作業室（商品保管に関する作業を行うもの）</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>食堂、売店、専用駐車場</td><td></td></tr>
<tr><td>該当用途例</td><td colspan="3">寄託を受けた物品の倉庫における保管（保護預り、一時預りその他政令で定めるものを除く。）を行う業（倉庫業法第２条第２項）に定める倉庫以外のものも本項に該当する。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>(15)項</th><th colspan="3">前各項に該当しない事業所</th></tr>
<tr><td>【定義】</td><td colspan="3">前各項に該当しない事業所とは、令別表第１（１）項から（14）項までに掲げる防火対象物以外の事業所をいい、営利的事業であること・非営利的事業所であることを問わず、事業活動のもっぱら行われる一定の施設をいう。</td></tr>
<tr><td>用途Ａ</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事務所
金融機関
官公署
研究所</td><td rowspan="3">事務室、休憩室、会議室、ホール、物品庫（商品倉庫を含む。）</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">食堂、売店、喫茶室、娯楽室、理容室、専用駐車場、診療室</td><td rowspan="2">展示室、展望施設</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>該当用途例</td><td colspan="3">官公署、銀行、事務所、取引所、理容室、美容室、ラジオスタジオ、発電所、変電所、ごみ処理場、火葬場、ゴルフ練習場、卸売市場、写真館、保健所、新聞社、電報電話局、郵便局、畜舎、研究所、クリーニング店（取次店に限る。）、職業訓練所、自動車教習所、納骨堂、温室、動物病院、新聞販売所、採血センター、場外馬券売場、モデル住宅、コミュニティセンター、体育館、レンタルルーム、水族館、貸レコード店、学童保育クラブ、駐輪場、はり灸院、屋内ゲートボール場（観覧場のないもの）、ミニゴルフ場、車検場、貸衣裳屋、葬祭場、コインランドリー</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>補足事項</td><td colspan="3">1　事業とは、一定の目的と計画とに基づいて同種の行為を反復継続して行うことをいう。
2　住宅は、本項に含まれないものであること。
3　観覧席（小規模な選手控室を除く。）を有しない体育館は、本項に該当するものであること。
4　飲食を伴わないレンタルルームは、本項に該当するものであること。
5　特定の企業の施設で、その企業の製品のみを展示陳列する防火対象物（ショールーム、ＰＲセンター等）は、本項に該当するものであること。
6　トラックターミナルは、本項に該当するものであること。
7　試験所、検査所、研究所の作業所的室で検査等業務に伴う作業所は、本項に該当する。
（例）陸運局車検場、陸運局指定の車検場
8　ごみ処理場、汚水処理場（民間施設を含む。）は、本項に該当する。
9　自転車（排気量 125 cc未満の原動機付自転車を含む。）を収納する駐輪場は、本項に該当する。
10　ゴルフ場のクラブハウスは宿泊施設がある場合を除き、本項に該当する。
11　テイクアウト専門の店舗で、店内での物品の受渡し、調理作業ともに行わないものは、本項に該当する。</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">1　会議室、ホールは規模形態（固定椅子、舞台、映写室を有するオーディトリウム形態のものを含む。）を問わず、事業所の主目的に使用するもので、興業場法の適用のないものは原則として本項の主たる用途に供するものとして取り扱う。
なお、興業場法の適用のあるものは、原則として（１）項に該当する。（以下本項において同じ。）
2　特定の会員組織で作られた談合等を行うクラブは、本項に該当する。</td></tr>
<tr><td>用途Ｂ</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">児童館
老人館</td><td rowspan="2">事務室、集会室、談話室、図書室、ホール</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>食堂、売店、診療室、遊技室、浴室、視聴覚教室、娯楽室、専用駐車場、体育室、トレーニング室</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">老人、児童の収容施設を有するものは、本項に該当しない。</td></tr>
<tr><td>用途Ｃ</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">研修所</td><td rowspan="2">事務室、教室、体育館</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>食堂、売店、診療室、遊技室、談話室、娯楽室、専用駐車場、図書室、浴室</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">研修のための宿泊施設は、（５）項ロの用途に供するものとして取り扱う。</td></tr>
<tr><td>用途Ｄ</td><td>（イ）主用途部分</td><td colspan="2">（ロ）機能的に従属する用途に供される部分</td></tr>
<tr><td rowspan="2">観覧席を有しない体育館</td><td rowspan="2">体育室、更衣室、控室、浴室</td><td>勤務者・利用者の利便に供される部分</td><td>密接な関係を有する部分</td></tr>
<tr><td>食堂、売店、診療室、喫茶室、専用駐車場</td><td>映写室、図書室、集会室、展示博物室</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3">主として体育競技に使用されるもので、小規模な観覧席（運転手控席的なもの）を有するものは、本項に該当する。</td></tr>
</table>

(16)項イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が（１）項から（４）項まで、（５）項イ、（６）項又は（９）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの。
【定義】	本項の防火対象物は、複合防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（(16) 項イ及び（16の２）項を除く。）の用途を含むものをいう。

(16)項ロ	（16）項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
【定義】	本項の防火対象物は、複合防火対象物のうち、その一部に特定防火対象物（(16) 項イ及び（16の２）項を除く。）の用途を含まないものをいう。

(16の2)項	地下街
【定義】	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所、その他これらに類する施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたものをいう。
補足事項	1　地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2　地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20m（20m未満の場合は当該距離）以内の部分を床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備（１時間炎を遮る性能を有する防火設備）がある場合は、当該設備の部分までとする。 3　地下街の同一階層の地下鉄道部分（出札室、事務室等）は地下街に含まれないものであること。

(17)項	文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和８年法律第 43 号）の規定によって重要美術品として認定された建造物
【定義】	本項の防火対象物は、文化財保護法に基づくもの及び同法第 182 条第２項に基づく地方公共団体が定める文化財保護条例（大分県文化財保護条例・昭和 51 年大分県条例第 12 号、大分市文化財保護条例・昭和 51 年３月 29 日、条例第３号）によって指定された建造物をいう。
補足事項	1　重要文化財とは、建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、典籍、古文書その他の有形（無形省略）の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料のうち重要なもので文部科学大臣が指定したものをいう。【文化財保護法第 27 条第１項】 2　国宝とは、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものとして文部科学大臣が指定したものをいう。【文化財保護法第 27 条第２項】

	3　重要有形民俗文化財とは、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家具、その他の物件で、わが国民の生活の推移のため欠くことのできないもの（民俗文化財）で有形のもののうち特に重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。　【文化財保護法第 78 条】 4　史跡とは、貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で、わが国にとって歴史上又は学術上価値の高いもののうち重要なもので、文部科学大臣が指定したものをいう。【文化財保護法第２条第１項第４号】 5　重要な文化財とは、重要文化財、重要有形民俗文化財及び史跡以外の文化財のうち重要なもので、その所在する地方公共団体が条例で定めるところにより指定したものをいう。 6　本項の防火対象物は、建造物に限られるもので、建造物が土地に定着する工作物一般を指し、建築物、独立した門塀等が含まれるものであること。 7　(１)項から(16)項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が(17)項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(１)項から(16)項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。

(18)項	**延長 50 メートル以上のアーケード**
【定義】	アーケードとは、日よけ、雨よけ又は雪よけのため、路面上に相当の区間連続して設けられる公益上必要な建築物、工作物その他の施設をいう。
補足事項	1　夏季に仮設的に設けられる日よけは、本項に含まれないものであること。 2　延長は、屋根の中心線に沿って測定するものであること。

(19)項	**市町村長の指定する山林**
【定義】	本項は、市町村長の指定する山林をいう。
補足事項	山林とは、山岳山林に限らず森林、原野及び荒蕪地が含まれるものであること。

(20)項	**総務省令で定める舟車**
【定義】	規則第５条第 10 項で定義する舟車をいう。
補足事項	1　船舶安全法第２条第１項の規定が適用されない船舶のうち、次のものが本項に含まれる。 （１）　災害発生時にのみ使用する救難用の船舶で国又は地方公共団体の所有するもの （２）　係船中の船舶 （３）　告示（昭和 49 年運輸省告示第 353 号）で定める水域のみを航行する船舶 2　船舶安全法第 32 条によって同法第２条第１項の規定の適用を受けない政令で定める総トン数 20 トン未満の漁船は、専ら本邦の海岸から 12 海里以内の海面又は内水面において従業するものであること。（船舶安全法第 32 条の漁船の範囲を定める政令（昭和 49 年政令第 258 号））

	3　鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則（昭和 62 年運輸省令第 15 号）第 51 条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車（蒸気機関車を除く。）旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。 4　鉄道営業法に基づく、新幹線鉄道運転規則（昭和 39 年運輸省令第 71 号）第 43 条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路であること。 5　軌道法に基づく軌道運転規則（昭和 29 年運輸省令第 22 号）第 37 条で定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両（蒸気機関車を除く。）の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。 6　軌道法に基づく無軌条電車運転規則（昭和 25 年運輸省令第 92 号）第 26 条で定める消火器を設けなければならないものは、全ての車両であること。 7　道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 47 条で定める消火器を備え付けなければならない自動車は、次のとおりである。 （１）　火薬類（火薬にあっては５kg、猟銃雷管にあっては 2,000 箇、実砲、空砲、信管又は火管にあっては 200 箇をそれぞれ超えるものをいう。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） （２）　危政令別表第３に掲げる指定数量以上の危険物を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） （３）　告示で定める品名及び数量以上の可燃物を輸送する自動車（被けん引自動車を除く。） （４）　150 ㎏以上の高圧ガス（可燃性ガス及び酸素に限る。）を運送する自動車（被けん引自動車を除く。） （５）　前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車をけん引するけん引自動車。 （６）　放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和 35 年総理府令第 56 号）第 18 条の３第１項に規定する放射性輸送物（Ｌ型輸送物を除く。）を運送する場合若しくは放射性同位元素等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）第 18 条の規定により運送する場合又は核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和 53 年総理府令第 57 号）第３条に規定する核燃料輸送物（Ｌ型輸送物を除く。）若しくは同令第 11 条に規定する核分裂性輸送物を運送する場合若しくは核燃料物質等車両運搬規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号）第 19 条の規定により運送する場合に使用する自動車 （７）　乗車定員 11 人以上の自動車 （８）　乗車定員 11 人以上の自動車をけん引するけん引自動車 （９）　幼児専用車

▼改訂履歴

改訂日	改訂箇所	改訂内容
令和６年６月 14 日	第３－３表　５項ロ	母子生活支援施設を追加
	第３－３表　12 項イ	該当用途例、補足事項を追加 テイクアウト専門店舗を追加
	第３－３表　15 項	調理を行わないテイクアウト専門店舗を追加